

令和6年(2024年)1月3日  
厚生委員会資料  
健康福祉部生活援護課

中野区災害により死亡した区民のパートナーシップ関係の相手方に  
対するパートナー弔慰金の支給制度の新設について

災害により区民が死亡した場合、同性パートナーを配偶者と同等とし、弔慰金の受給対象とする制度を新設する。

1 パートナーシップ弔慰金の新設

(1) 名称

(仮称)「中野区災害により死亡した区民のパートナーシップ関係の相手方に対するパートナー弔慰金の支給制度」

(2) 概要

ア 災害を起因として亡くなった方の遺族の経済的な負担を軽減し、生活再建を支援する制度である「中野区災害弔慰金の支給等に関する条例」では、同性パートナーを支給対象としていないことから、同性パートナーを配偶者と同等とし、弔慰金の支給対象者とする。

イ 支給額は、災害弔慰金の支給額に準じた額とする。

(5,000千円、又は2,500千円)

ウ 支給方法は、一時金とする。

エ 財源は、全額区の一般財源とし、補正予算等により対応する。

2 施行日

令和7年1月1日

別表

	災害弔慰金	パートナー弔慰金（案）
支給対象者	死亡した区民の死亡時における関係が以下の者 ① 配偶者（事実婚含む）、子、父 母、孫、祖父母 ② 兄弟姉妹	① パートナーシップ関係の相手方
支給要件	① 住所要件なし ② 扶養要件なし ※兄弟姉妹は、死亡した者の死亡 当時その者と同居し又は生計を同 じくしていた者に限り、かつ配偶 者、子、父母、孫、祖父母が不存 在の場合	① 住所要件なし ② 扶養要件なし ③ 該当区民が死亡当時、パートナ ーシップ関係にあることを証す ること
支給制限	① 区民の死亡が当該区民又は相手 方の故意又は重大な過失により 生じた場合	① 区民の死亡が当該区民又は相手 方の故意又は重大な過失により 生じた場合 ② 災害弔慰金が死亡した区民の遺 族に支給されている場合
支給方法	一時金	一時金
支給額	① 死亡者が生計を主として維持し ていた場合 500万円 ② その他の場合 250万円	災害弔慰金に準じた支給額 ① 死亡者が生計を主として維持し ていた場合 500万円 ② その他の場合 250万円
財源	国：1/2、都：1/4、区：1/4	全額区の一般財源